

## 家屋評価に 協力をお願いします

税務住民課では、9月上旬から新築、増築された家屋の調査を行い、10月中旬頃から家屋評価<sup>(注)</sup>を実施します。家屋評価の日時はあらかじめ通知しますので、当日の立ち会いをお願いします。

なお、家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税事務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が課せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。



(注) 家屋評価とは…新築、増築された家屋について、面積、構造、部材などの調査を行うものです。この調査を基に評価額を算定し、固定資産税算出の基礎とします。固定資産税は町の自主財源として、まちづくり事業などの貴重な財源となりますので、協力をお願いします。

### 家屋を取り壊したとき

「滅失の申告」を行ってください。12月28日(月)までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

### 所有者が死亡したとき

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

### 【問合せ先】役場税務住民課

☎ 75-4117

## アルコール・薬物・ ギャンブル等 家族教室・専門相談

この教室は、参加者どうしの話し合いを通じて、家族自身がつりをもつて自分らしく過ごしていけることを目指しています。1人で悩まず、まずは参加してみませんか？

### 家族教室

対象者

家族の飲酒・薬物・ギャンブル等でお困りの人(本人以外)

日時

9月11日(金)  
午後1時30分～3時

場所

さわやか会館3階第2研修室  
(鳥取市富安2丁目96)

内容

自分らしく生きる

～家族の回復～・体験談

講師

鳥取県アルコール健康障害・  
薬物依存症支援拠点機関  
渡辺病院 林 敏昭看護師

### 専門相談

※2日前までの予約制です。  
相談時間は1人30分です。

対象者

アルコール・薬物・ギャンブル等の問題でお困りの人。本人・家族だけでなく関係者からの相談も受け付けています。

日時

9月11日(金)  
午後3時～4時

場所

さわやか会館3階  
第2研修室  
(鳥取市富安2丁目96)

相談担当

鳥取県アルコール健康障害・  
薬物依存症支援拠点機関  
渡辺病院 林 敏昭看護師

【予約・問合せ先】

鳥取市保健所 保健医療課  
☎ 0857-2215616

